

マウント富士インターネット (MF I)

インターネット接続サービス

# 契 約 約 款

令和 2 年 12 月 現 在

電気通信事業者

株式会社 コム

マウント富士インターネット接続サービス契約約款  
目 次

施行 令和2年8月1日

第1節 総 則 .....	第36条 契約者データの権利
第1条 約款の適用	第9節 雑則 .....
第2条 約款の変更	第37条 損害賠償の範囲
第3条 協議	第38条 免責
第4条 用語の定義	別表1 サービス内容 .....
第5条 サービスの提供区域	別表2 料金等 .....
第2節 利用契約等 .....	
第6条 利用契約の単位	
第7条 契約期間	
第8条 権利の譲渡制限	
第9条 ドメイン名およびネットワークアドレス の特定	
第3節 申込及び承諾等 .....	
第10条 利用申込	
第11条 利用契約の成立	
第12条 利用申込の受付とサービスの開始	
第13条 利用申込の拒否	
第4節 契約事項の変更等 .....	
第14条 契約事項の変更等	
第15条 契約者の名称等の変更	
第16条 法人の契約上の地位の承継	
第17条 個人の契約上の地位の引継	
第5節 提供の停止等 .....	
第18条 提供の停止	
第19条 サービスの停止	
第20条 通信利用の制限	
第21条 サービスの廃止	
第6節 契約の解除 .....	
第22条 当社による解除	
第23条 契約者による解除	
第7節 料金等 .....	
第24条 契約者の支払義務	
第25条 サービスの種類の変更に伴う費用の額	
第26条 料金の額	
第27条 料金の調定	
第28条 利用不能の場合における料金の調定	
第29条 料金等の請求及び支払方法	
第30条 割増金	
第31条 遅延損害金	
第32条 割増金等の支払方法	
第33条 消費税	
第8節 情報の取り扱い .....	
第34条 情報の取り扱い	
第35条 バックアップ	

## <マウント富士インターネット接続サービス契約約款>

### 第1節 総則

#### 第1条 (約款の適用)

株式会社コム(以下「当社」という)は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)に規定する、電気通信事業を営むため、このマウント富士インターネット接続サービス契約約款(以下「本約款」という)を定め、これによりマウント富士インターネットサービス(以下「当サービス」という)を提供します。

#### 第2条 (約款の変更)

当社は、本約款を契約者の承諾を得ることなく変更する事があります。約款が変更された後の当サービスに係る料金その他の提供条件は、変更後の約款によるものとします。

#### 第3条 (協議)

本約款に記載の無い事項で当サービスの提供上、必要な事項については契約者と当社の協議により定めます。

#### 第4条 (用語の定義)

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

##### [ドメイン名]

日本レジストリサービス(JPRS)を始めとするレジストラによって割り当てられる組織を示す名前。

##### [ドメイン]

ひとつのドメイン名によって示される組織の範囲。

##### [ネットワークアドレス(IPアドレス)]

インターネットプロトコルとして定められている32bitのアドレス。

##### [マウント富士インターネットサービス]

当社が提供する別表1に掲げる電気通信サービス。

##### [インターネット接続サービス]

「TCP/IP」と総称される標準化された通信規格群を用いて、インターネットへの接続を提供するサービス。

##### [契約者]

本約款を承認したうえで、当サービスの利用を申込み当社が承認した法人、個人、その他組織・団体を対象とします。

#### 第5条 (サービスの提供区域)

当社がこの約款で提供するサービスの提供地域は、日本国の全ての区域とします。

### 第2節 利用契約等

#### 第6条 (利用契約の単位)

当社は、当サービスごとに1つのインターネット接続サービス契約を締結します。

#### 第7条 (契約期間)

本契約の契約期間は、当社が設定を完了した月の翌月の1日から1年間とします。

2. 当サービスにおける最低利用期間は1年間とします。

#### 第8条 (権利の譲渡制限)

契約者は、当サービスの提供を受ける権利等利用契約上の権利を第三者に譲渡することはできません。

#### 第9条 (ドメイン名およびネットワークアドレスの特定)

契約者が当サービスにおいて使用するドメイン名及びネットワークアドレスについては、当社がこれを指定いたします。

2. 契約者は、前項のドメイン名以外のドメイン名及び前項のネットワークアドレス以外のネットワークアドレスを使用して当サービスを利用することはできません。

### 第3節 申込及び承諾等

#### 第10条 (利用申込)

当サービスの利用の申込みは、当サービスの内容を特定するために必要な事項を記載した当社所定の契約申込書を提出し行うものとします。

#### 第11条 (利用契約の成立)

当サービス利用契約は、利用申込に対して、当社がこれを承諾したときに成立します。

2. 申込みに係るサービスの提供は、申込みを受け付けた順とします。ただし、当社は、必要と認めるときは、その順序を変更することがあります。

#### 第12条 (利用申込の受付とサービスの開始)

当社が利用申込を承諾した場合、利用者に対してサービス開始日・申込内容を明記したサービス開始の確認書および必要なID・パスワードを通知します。利用者はサービス開始日以降、実際のサービス利用の有無に関わらず、当社の定める方法により利用料金を支払うこととします。ただし、当社の責によりサービスが利用できなかった場合はこの限りではありません。

#### 第13条 (利用申込の拒否)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当サービスの利用申込を承諾しないことがあります。

- (1) 申込者が当該申込みに係る当サービス契約上の債務の支払いを怠るおそれがあることが明らかである場合。
- (2) 申込者が、規約に定める義務の履行を怠るおそれがある場合。
- (3) 申込者が第18条第1項各号(提供の停止)に該当する、またはそのおそれがある場合。
- (4) 契約申込書にことさら虚偽の事実を記載した場合。
- (5) 申込者が当社又は当サービスの信用を毀損するおそれがある状態で、当サービスを利用するおそれのある場合。
- (6) その他当社がサービス提供について不適当とみなした場合。

2. 前項の規定により、当社が当サービスの利用申込を拒否した場合、当社はその理由を開示する義務を負わないものとします。

### 第4節 契約事項の変更等

#### 第14条 (契約事項の変更等)

契約者は、当サービスの種類の変更等を請求することができます。この場合、当社が別に定める申請方法を実施いただく必要があるものとします。

2. 当社は、前項の請求があったときは、第3節(申込及び承諾等)の既定に準じて取り扱います。

#### 第15条 (契約者の名称等の変更)

契約者は、その氏名、商号、代表者、住所等に変更があったときは、速やかに書面によりその旨を当社に通知するものとします。

#### 第16条 (法人の契約上の地位の承継)

契約者である法人の合併等により契約者たる地位が承継されたときは、当該地位の承継した法人は、当社に対し、速やかに、承継があった事実を証明する書類を添えてその旨を申し出るものとします。

2. 第13条(利用申込の拒否)の規定は、前項の場合について準用します。この場合において、同条中「申込み」とあるのは「申出」と、「申込者」とあるのは「当該地位を承継した法人」と、「契約申込書」とあるのは「申出書」とそれぞれ読み替えるものとします。

#### 第17条（個人の契約上の地位の引継）

契約者である個人（以下この項において「元契約者」といいます。）が死亡したときは、当該個人に係る当サービス契約は、終了します。ただし、相続開始の日から2週間を経過する日までに当社に申出をすることにより、相続人（相続人が複数あるときは、最初に申し出た相続人）は、引き続き当該契約に係る当サービスの提供を受けることができます。当該申出があったときは、当該相続人は、元契約者の当該契約上の地位（元契約者の当該契約上の債務を含みます。）を引き継ぐものとします。

2. 第13条（利用申込の拒否）の規定は、前項の場合について準用します。この場合において、同条中「申込み」とあるのは「申出」と、「申込者」とあるのは「相続人」と、「契約申込書」とあるのは「申出書」とそれぞれ読み替えるものとします。

#### 第5節 提供の停止等

#### 第18条（提供の停止）

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに当サービスの提供を停止することがあります。尚、第1号に該当し、1ヶ月以内に当社が入金を確認ができた場合には当社は当該サービスを再開致します。

- (1) 当サービスの料金を支払期日が経過しても尚支払わない場合。
  - (2) 契約者が、仮差押、差押、和議、破産、会社更正等の申立をうけた場合。
  - (3) 違法、又は明らかに公序良俗に反する態様において当サービスを利用した場合。
  - (4) 前各号に掲げる事項のほか、本約款に違反する行為で、当社の業務の遂行、または当社の電気通信設備に支障を及ぼし、または及ぼすおそれのある行為をした場合。
  - (5) 申込にあたって虚偽の事項を記載したことが判明した場合。
2. 当社は、前項第1号および第2号の規定により、当サービスの提供を停止するときは、当サービス契約者に対し、あらかじめその理由及び期間を通知します。

#### 第19条（サービスの停止）

当社は、次に掲げる事由があるときは、当サービスの提供を一時停止することがあります。

- (1) 当社の電気設備または電気通信設備の保守作業又は工事等の場合。
- (2) 当社のサーバー、ソフトウェア等の点検、修理、補修等の場合。
- (3) コンピュータ、通信回線等に故障、障害が発生した場合。
- (4) 天変地異、その他非常事態の発生または発生する恐れがある場合。
- (5) その他やむを得ない事情が有る場合。

2. 当社は、当サービスの提供を一時停止するときは、契約者に対し、前項第1号により停止する場合にあっては、その7日前までに、同項第2号により停止する場合にあっては、事前に、その旨並びに理由及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

#### 第20条（通信利用の制限）

当社は、電気通信事業法第8条の規定に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、当サービスの利用を制限する措置を採ることがあります。

2. 本条の規定による場合のほか、大量の通信の発生が予測される時、又は本サービスの品質が当社の定める基準を下回ったときには、通信速度の制限を行うなど合理的な範囲で本サービスの利用を制限することができるものとします。

3. 当社は、特定の利用契約における一定期間内の転送量が当社の定める基準を超えるときは、その通信を制限し、又は切断することができるものとします。

4. 当社は、利用者間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するために、動画再生、ファイル転送その他帯域を継続的かつ大量に占有する通信に対して通信速度を制限するなど本サービスの利用を制限することができるものとします。

5. 当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、当社が指定する児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像および映像について、事前に通知することなく、契約者の接続先サイト等を把握した上で、当該画像および映像を閲覧できない状況に置くことがあります。

6. 当社は、前項の措置に伴い必要な限度で、当該画像および映像の流通と直接関係のない情報についても閲覧できない状態に置く場合があります。

7. 本条の規定は、当社が児童ポルノに係る情報を完全に遮断することを意味するものではありません。

8. 当サービスをご利用の契約者で、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときには、利用を制限することがあります。

#### 第21条（サービスの廃止）

当社は都合により当サービスの特定の種別及び品目のサービスを廃止することがあります。

2. 当社は、前項の規定によりサービスを廃止するときは、契約者に対し、廃止する3ヶ月前までに、書面により、その旨を通知します。

3. 契約者は、第1項のサービスの廃止があったときは、当社に請求することにより、当該廃止に係るサービスに代えて他の種別及び品目のサービスを受けることができます。この場合において、当該請求については第14条（契約事項の変更等）の規定を準用します。

4. 第13条（利用申込の拒否）の規定は、前項の請求について準用します。この場合において、同条中「申込み」とあるのは「請求」と、「申込者」とあるのは「契約者」とそれぞれ読み替えるものとします。

#### 第6節 契約の解除

#### 第22条（当社による解除）

当社は、次に掲げる事由があるときは、当サービス契約を解除することがあります。

- (1) 第18条第1項の規定により当サービスの利用が停止された場合において、契約者が当該停止の日から2ヶ月以内に当該停止の原因となった事由を解消しない場合。
- (2) 第18条第1項各号の事由がある場合において、当該事由が当社の業務に著しく支障を及ぼすおそれがあると認められる場合。

2. 当社は、前項の規定により当サービス契約を解除するときは、契約者に対し、あらかじめその旨を通知します。

#### 第23条（契約者による解除）

契約者は、当社に対し、書面で通知をすることにより、当サービス契約を解除することができます。この場合において、当該解除の効力は、当該通知があった月の末日、又は当該通知において、解除の効力が生じる日として指定した日を含む月の末日に生じるものとします。

2. 契約者は、前項の規定にかかわらず、第20条（通信利用の制限）又は第19条第1項（サービスの停止）の事由が生じたことにより当サービスを利用することができなくなった場合において、当サービスに係る契約の目的を達することができないと認めるときは、当該契約を解除することができます。この場合において、当該解除は、その通知が当社に到達した日にその効力を生じたものとします。

3. 第21条第1項の規定により当サービスが廃止されたとき（同条第3項の規定により、他の種類のサービスへの変更があった場合を除きます。）は、当該廃止の日に当該当サービス契約が解除されたものとします。

4. 契約者は、第7条第2項で定める最低利用期間以上利用した後、契約期間満了前に解約を申し出た場合は、別表2-4に応じて返金を受けることができます。但し返金にかかる金融機関の手数料などは契約者が負担するものとします。

## 第7節 料金等

### 第24条（契約者の支払義務）

契約者は、当社に対し、当サービスの利用に関し、当サービスに係る費用、サービスの種類の変更があった場合におけるその費用（以下この節において「サービスの種類の変更に伴う費用」といいます。）、基本料金（以下この節において基本料金を「インターネット接続サービスの料金」といいます。）を支払うものとします。

2. サービスの種類の変更に伴う費用の支払義務は、当社第14条（契約事項の変更等）の請求を承諾した時に発生します。

3. 当サービスの料金は、課金開始日（当サービスに係る接続環境設定が完了した後当社が発行するご契約兼請求明細書において課金開始日として記載した日をいいます。）から当該サービスを提供した最後の日までの期間（当該開始の日と当該最後の日が同一の日である場合は、1日）について発生します。この場合において、第19条（サービスの停止）の規定により当サービス提供が停止された場合における当該停止の期間は、当サービスに係るインターネット接続サービスの料金の額の算出については、当サービスの提供があったものとして取り扱うものとします。

### 第25条（サービスの種類の変更に伴う費用の額）

サービスの種類の変更の費用の額は、別表2-5の項に定める額とします。

### 第26条（料金の額）

インターネット接続サービス料金の額は、別表2「料金等」の項に定める額とします。

2. 第27条（料金の調定）の場合にあつては、インターネット接続サービス料金の額は、前項の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額とします。

### 第27条（料金の調定）

当サービスがその最低利用期間が経過する日前に解除された場合（第23条第2項又は第3項の規定により解除された場合を除きます。）におけるインターネット接続サービスの料金の額は、当該最低利用期間に対応するインターネット接続サービス料金の額とします。

### 第28条（利用不能の場合における料金の調定）

当社の責に帰すべき事由により当サービスが全く利用し得ない状態（全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。以下同じとします。）が生じた場合において、当社が、当該状態が生じたことを知った時から連続して24時間以上の時間（以下「利用不能時間」といいます。）、当該状態が継続したときは、当社は、契約者に対し、その請求に基づき、利用不能時間を24で除した数（小数点以下の端数は、切り捨てます。）にインターネット接続サービス料金の360分の1（月間での契約者は30分の1）を、乗じて算出した額を、インターネット接続サービスの料金から減額し、翌年（月間での契約者は翌月）に繰り越します。ただし、契約者が当該請求をし得ることと

なった日から3ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者は、その権利を失うものとします。

### 第29条（料金等の請求及び支払方法）

契約者は当社の請求に基づき、サービスの種類の変更に伴う費用、インターネット接続サービスの料金等を、当社が指定する日までに、当社が指定する方法により支払うものとします。

### 第30条（割増金）

サービスの種類の変更に伴う費用、インターネット接続サービスの料金又は通信料の支払いを不法に免れた契約者は、当社に対しその免れた金額の2倍に相当する金額（以下「割増金」といいます。）を支払うものとします。

### 第31条（遅延損害金）

契約者は、インターネット接続サービスの料金その他当サービス契約債務の支払いを怠ったときは、年14・6パーセントの割合を乗じて計算した額の遅延損害金を支払うものとします。

### 第32条（割増金等の支払方法）

第29条（料金等の請求及び支払方法）の規定は、第30条（割増金）及び第31条（遅延損害金）の場合について準用します。

### 第33条（消費税）

契約者が当社に対しインターネット接続サービスに関する債務を支払う場合において、消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定により当該支払について消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は、当社に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額を併せて支払うものとします。

また、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、別表2「料金等」の項に定める金額に係らず、改正以降における消費税相当額は変動後の税率により計算するものとします。

## 第8節 情報の取り扱い

### 第34条（情報の取り扱い）

契約者は自己のデータ領域（データ保管空間）内でなされた全ての行為およびその結果について、当該行為を自己がなしたか否かを問わず、一切の責任を負うものとします。

2. 当社は契約者が登録したデータにつき、何らの保証も行わず、その責任を負わないものとします。

3. 契約者は当サービスの利用にあたって以下の行為をしないものとします。

- (1) 公序良俗に反する行為。
- (2) 犯罪行為若しくは犯罪のおそれのある行為。
- (3) 他人の著作権を侵害する行為。
- (4) 他人の財産、プライバシー等を侵害する行為。
- (5) 他人の名誉を毀損しあるいは誹謗中傷する行為。
- (6) リンク先のデータの所有者から承諾を得ずに第三者のデータへリンクを行う行為。
- (7) その他、法令に違反する行為。
- (8) 当サービスの運営を妨げ、若しくは当社の信頼を毀損する行為。

### 第35条（バックアップ）

当社はサーバーの故障・停止時に復旧の便宜を図る為の備えとして、登録した契約者のデータを複写して保管することがあります。

2. 契約者の希望によりバックアップされたデータを復元する場合には、契約者は当社に所定の手数料を支払うものとします。

3. 契約者が登録したデータを消失するなどして、契約者が不利益を被った場合でも、当社は何らの責任を負わないものとします。

### 第36条（契約者のデータの権利）

契約者が登録したデータの著作権法上の権利は、契約者に帰属するものとします。ただし、当社はこれらの権利を保護する義務を負わないものとします。

## 第9節 雑則

### 第37条（損害賠償の範囲）

当社外の電気通信業者又は本邦外の電気通信事業者の責に帰すべき事由を原因として生じた利用不能状態により契約者が損害を被ったときは、当社は、当該損害を被った契約者に対し、その請求に基づき、当社が当該電気通信業者又は本邦外の電気通信事業者から受領した損害賠償の額（以下「損害限度額」といいます。）を限度として、損害の賠償をします。

2. 前項の契約者が複数ある場合における当社が賠償すべき損害の額は、当該損害を被った全ての契約者の損害に対し、損害限度額を限度とします。この場合において、契約者の損害の額を合計した額が損害限度額を越えるときは、各契約者に対し支払われることとなる損害賠償の額は、当該契約者の損害の額に損害限度額を全ての契約者の損害の額を合計した額で除して算出した数を乗じて算出した額となります。

### 第38条（免責）

当社は、前条第1項の場合を除き、契約者が当サービスの利用に関して被った損害について、その原因の如何は問わず、賠償の責任を負いません。

別表1 サービス内容

サービス品目		サービス内容
フレッツ I S D N		メールアカウント2件・ホームページ容量合計10MB・フレッツ I S D N接続
フレッツ A D S L		メールアカウント2件・ホームページ容量合計10MB・フレッツ A D S L接続
Bフレッツ	ハイパーファミリー/ ファミリー100	メールアカウント2件・ホームページ容量合計10MB・Bフレッツ接続
	マンションタイプ	
	ベーシックタイプ	
フレッツ光ネクスト (ハイスピードタイプ含む)	ファミリータイプ	メールアカウント2件・ホームページ容量合計10MB・フレッツ光(ネクスト・ライト・プレミアム)接続
	マンションタイプ	
フレッツ光ライト	ファミリータイプ	
	マンションタイプ	
フレッツ光プレミアム	ファミリータイプ	
	マンションタイプ	
モバイル接続	FOMA 定額	メールアカウント2件・ホームページ容量合計10MB・モバイル接続
メール専用		メールアカウント2件・ホームページ容量合計10MB
追加サービス	メールアカウント	メールアカウント(1件毎)、ホームページ容量(1MB毎)の追加
	ホームページ容量	

別表2 料金等(消費税抜)

## 1. インターネット接続サービス(年額)

サービス品目		通常接続	固定 I P 1	固定 I P 8	固定 I P 1 6
フレッツ I S D N		13,200円	22,000円	83,600円	—
フレッツ A D S L		13,200円	22,000円	83,600円	138,600円
Bフレッツ	ハイパーファミリー/ ファミリー100	15,400円	24,200円	123,200円	—
	マンションタイプ	15,400円	24,200円	123,200円	—
	ベーシックタイプ	33,000円	138,600円	228,800円	367,400円
フレッツ光ネクスト (ハイスピードタイプ含む) フレッツ光ライト フレッツ光プレミアム	ファミリータイプ	15,400円	24,200円	123,200円	—
	マンションタイプ	15,400円	24,200円	123,200円	—
モバイル接続	FOMA 定額	11,000円	19,800円	—	—

※モデムまたはT Aは、お客様のご負担となります。

2・インターネット接続サービス(月額)

サービス品目		通常接続	固定IP1	固定IP8	固定IP16
フレッツISDN		1,200円	2,000円	7,600円	—
フレッツADSL		1,200円	2,000円	7,600円	12,600円
Bフレッツ	ハイパーファミリー/ ファミリー100	1,400円	2,200円	11,200円	—
	マンションタイプ	1,400円	2,200円	11,200円	—
	ベーシックタイプ	3,000円	12,600円	20,800円	33,400円
フレッツ光ネクスト (ハイスピードタイプ含む) フレッツ光ライト フレッツ光プレミアム	ファミリータイプ	1,400円	2,200円	11,200円	—
	マンションタイプ	1,400円	2,200円	11,200円	—
モバイル接続	FOMA定額	1,000円	1,800円	—	—

※モデムまたはTAは、お客様のご負担となります。

3. メールアドレス提供サービス

サービス品目	料金(年額)
メール専用	5,500円

4. 追加サービス

サービス品目	料金(年額)	料金(月額)
ホームページ増分(1M)	1,100円	100円
メールアカウント追加(1件)	2,200円	200円

サービス品目	料金(1件)
メールアカウント変更手数料	1,000円

5. 中途解約に伴う返却金額

残月数が6ヶ月以上残っている場合に限り返金を行います。返却金額の計算方法は以下の通りとします。

(年間使用料)÷12×(残月数)= (返却金額) ※1円未満の端数は切り捨て

残月数が6ヶ月未満の場合は、返金不可とします。

6. サービスの種類の変更費用の金額

(変更前のサービス年間使用料)-(変更後のサービス年間使用料)÷(12ヶ月)=(変更に伴う1ヶ月分の差額料金)

(変更に伴う1ヶ月分の差額料金)×(変更翌月～ご契約期限までの月数)= (請求金額) ※1円未満の端数は切り捨て